令和 2.12. 1 制定

(設置)

第1条 国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)に、データ研究利用の正当性を保証し、研究の推進を図るため、国立大学法人群馬大学データ利用倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1)利用者 本学の教職員又はその協力や指導の下で本学教職員の業務のためにデータ を利用する者をいう。
  - (2) データの研究利用 利用者が研究のためにデータを利用する場合をいう。 (審査等)
- 第3条 委員会は、データの研究利用に関し、数理データ科学教育研究センター長から諮問された利用計画について、その適否について審査し、その利用計画の変更、中止その他必要と認める意見を、数理データ科学教育研究センター長に対して、述べることができる。ただし、人を対象とする医学系研究倫理審査委員会及び各学部における研究倫理審査委員会の審査の対象となるものは、委員会の審査の対象から除くものとする。
- 2 委員長は、審査の結果を文書により数理データ科学教育研究センター長に報告しなければならない。
- 3 数理データ科学教育研究センター長は、委員会の審査に基づき、当該申請のあった利 用計画の可否を裁定し、その結果を文書により利用者に通知する。

(組織)

- 第4条 委員会は、数理データ科学教育研究センター長が任命する次の各号に掲げる委員 をもって組織する。
  - (1) データの管理あるいは分析をはじめとする利用に関する有識者
  - (2) 医学・医療・疫学の専門家等, 自然科学の有識者
  - (3) 倫理学・法律学の有識者
  - (4) 社会調査等,人文・社会科学の有識者
- (5) 社会一般の立場を代表する者
- 2 前項の組織は、本学の役員又は教職員以外の者(以下「学外委員」という。)を2名 以上含むものとする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、学外委員が1名以上出席していなければ、開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その説明又は 意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を、正当な理由なく漏らしてはならない。その職を 退いた後も同様とする。

(利用状況の報告等)

- 第9条 利用者は、承認された利用計画等を終了し、又は中止したときは、数理データ科 学教育研究センター長に報告しなければならない。
- 2 利用者は、利用計画等に変更が生じたときは、数理データ科学教育研究センター長に申し出るものとする。

(情報公開)

- 第10条 委員会は、委員会の組織及び運営に関する規程及び委員名簿を公表する。
- 2 委員会は、当該委員会の開催状況及び承認させた案件に係る審査の概要を公表する。 (事務)
- 第11条 委員会の事務は、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。